債権申出の公告（第一回）

当厚生年金基金は、平成二十八年三月二十八日厚生年金保険法第一四五条第二項により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十一日

東京都千代田区麹町一丁目三番一一号
農林水産関係法人厚生年金基金
清算人　薄井　久雄

債権申出の公告（第一回）

当基金は、平成二十八年三月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右記期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十一日

東京都新宿区新宿一丁目二六番六号
全国住宅地開発厚生年金基金
代表清算人　小山　芳樹

債権申出の公告（第一回）

当基金は、平成二十八年三月二十八日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十一日

神奈川県横浜市中区山下町二七九番地の一
の地先　山下埠頭港湾厚生センター内
横浜港厚生年金基金
代表清算人　藤木　幸太

債権申出の公告（第二回）

当社規約型企業年金は、平成二十八年三月三十一日、確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十一日

東京都大田区羽田空港三丁目二番八号
株式会社ＡＮＡケータリングサービス
規約型確定給付企業年金清算人
浜田雄一郎

債権申出の公告（第一回）

当厚生年金基金は、平成二十八年三月二十二日厚生労働大臣の認可により解散したので、当厚生年金基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十一日

東京都渋谷区鶯谷町一九番二二号
全国塗装厚生年金基金
代表清算人　河野　玉吉

債権申出の公告（第二回）

当基金は、平成二十八年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右記期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十一日

名古屋市中区丸の内三丁目一四番一一号
愛知県管工事業厚生年金基金
代表清算人　石原　佳雄

債権申出の公告（第三回）

当厚生年金基金は、平成二十八年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当厚生年金基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十一日

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目五番一〇号
全国神社厚生年金基金
代表清算人　田中　恆清

重阪最終処分場拡張事業に係る環境影響評価準備書の公告

奈良県環境影響評価条例（平成十年奈良県条例第十一号）第十二条の規定に基づき、環境影響評価準備書（以下「準備書」という）及びこれを要約した書類（以下「準備書要約書」という）を作成しましたので同条例第十四条の規定に基づき、以下のとおり公告します。

一、事業者の氏名及び住所

名称　株式会社南都興産
代表者の氏名　谷　マリ子
主たる事務所の所在地
奈良県御所市大字蛇穴四〇六番地の一

二、対象事業の名称、種類及び規模

名称　重阪最終処分場拡張事業
種類　産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業
規模　十二、八ｈａ

三、対象事業実施区域

奈良県御所市大字重阪三二九番地他五十二筆

四、関係地域の範囲

奈良県御所市、五條市、吉野郡大淀町

五、準備書及び準備書要約書の縦覧の場所、期間及び時間

奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課、奈良県御所市クリーンセンター環境政策課、奈良県五條市生活環境課、奈良県吉野郡大淀町役場環境整備課、株式会社南都興産本社内受付
平成二十八年四月十一日（月）から
平成二十八年五月十日（火）まで
（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）
午前九時から午後五時
（会場によっては異なる場合があります。）
縦覧期間中は、左記のウェブサイトにて本準備書及び準備書要約書をご覧いただけます。
http://www.nanto.co.jp

六、意見書の提出

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する方は、事業者に対し、左記の記載事項を記入した書面による意見書の提出により、これを述べることができます。

㈠　意見書を提出しようとする者の氏名及び住所

㈡　意見書の提出の対象である準備書に記載された対象事業の名称

㈢　準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由

その他必要事項

用紙規格　日本工業規格Ａ列４番とする。

提出方法　郵送または持参による。

意見書の提出期限及び提出先

提出期限　平成二十八年五月二十四日（火）（必着）

提出先　〒六三九―二二七二　奈良県御所市大字蛇穴四〇六番地の一　株式会社南都興産
浅田　大輔

平成二十八年四月十一日

奈良県御所市大字蛇穴四〇六番地の一
株式会社南都興産
代表取締役　谷　マリ子

重阪最終処分場拡張事業に係る環境影響評価準備書の説明会開催の公告

奈良県環境影響評価条例（平成十年奈良県条例第十一号）第十二条の規定に基づき、環境影響評価準備書（以下「準備書」という）及びこれを要約した書類（以下「準備書要約書」という）を作成しましたので同条例第十五条の規定に基づく説明会を次のとおり開催する事を公告します。

一、事業者の氏名及び住所

名称　株式会社南都興産
代表者の氏名　谷　マリ子
主たる事務所の所在地
奈良県御所市大字蛇穴四〇六番地の一

二、対象事業の名称、種類及び規模

名称　重阪最終処分場拡張事業
種類　産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業
規模　十二、八ｈａ

三、対象事業実施区域

奈良県御所市大字重阪三二九番地他五十二筆

四、関係地域の範囲

奈良県御所市、五條市、吉野郡大淀町

五、準備書説明会の開催を予定する日時及び場所

日時　平成二十八年四月二十四日（日）
午後二時から午後四時
場所　御所市産業振興センター中研修室
奈良県御所市元町一番地の一
近鉄御所駅南側の国道二十四号御所駅南信号を西へ向かい、二つ目の信号を北へ約一〇〇〇メートル。

六、お問い合わせ先

〒六三九―二二七二　奈良県御所市大字蛇穴四〇六番地の一　株式会社南都興産　浅田大輔
電話　〇七四五―六四―〇〇一〇
（土曜日、日曜日を除く午前九時から午後五時まで）

平成二十八年四月十一日

奈良県御所市大字蛇穴四〇六番地の一
株式会社南都興産
代表取締役　谷　マリ子